

ハラール対応食普及促進業務委託に係る企画提案募集要領

1 趣旨

本募集要領は、県がハラール対応食普及促進業務（以下「本業務」という。）を委託するに当たり、本業務に係る企画提案を広く募集し、総合的な審査により受託事業者を選定するための手続き等に関し必要な事項を定めるものである。

2 業務名

ハラール対応食普及促進業務

3 業務内容

別紙「ハラール対応食普及促進業務仕様書」のとおり

4 契約期間

契約締結の日から平成32年3月16日まで

5 事業費（委託上限額）

金9,970,012円（うち消費税及び地方消費税の額 金738,519円）

6 スケジュール

- | | |
|---------------|-------------------|
| (1) 企画提案募集開始 | 平成31年4月15日（月） |
| (2) 質問受付期限 | 平成31年4月24日（水）午後5時 |
| (3) 企画提案書提出期限 | 平成31年5月15日（水）午後5時 |
| (4) 選定委員会開催 | 平成31年5月20日（月）予定 |
| (5) 選定結果通知 | 平成31年5月下旬予定 |
| (6) 契約締結 | 平成31年6月上旬予定 |

7 参加資格

本業務に関する企画提案に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 国、地方公共団体からハラール関連事業を受託し、適切に執行した実績が過去に2件以上あること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 地方税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされていない者（会社更生法に基づく更生計画認可の決定を受けている者を除く。）であること。

- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者（民事再生法に基づく再生計画認可の決定を受けている者を除く。）であること。
- (6) 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定するもの）に該当しない者であること。
- (7) 宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定によるもの）に該当しない者であること。
- (8) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）別表各号に規定する措置要件に該当しない者であること。
- (9) 委託業務を的確に遂行する能力を有する者であること。

8 企画提案書等の提出

企画提案への参加を希望する者（以下「企画提案者」という。）は、次のとおり企画提案書及び関係書類（以下「企画提案書等」という。）を提出すること。

- (1) 提出期限 平成31年5月15日（水）午後5時必着
- (2) 提出方法 郵送又は持参
- (3) 提出先 宮城県農政部食産業振興課食品輸出支援班
〒980-8570
宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号（県庁舎10階）
- (4) 提出書類
 - イ 企画提案参加申込書（様式第1号）：1部
 - ロ 宣誓書（様式第2号）：1部
 - ハ 企画提案書（任意様式）：10部
※A4片面印刷，ページ番号付きとし，仕様書に即した提案内容を仕様書の項目ごとに簡潔にまとめたものとする。
 - ニ 経費見積書（様式第3号）：10部
※A4片面印刷，仕様書の項目ごとに，単価，数量，金額を明示し，費用の内訳，積算根拠が分かるように記載すること。また，消費税及び地方消費税額の金額を算出し，合計金額を記載すること。
 - ホ 業務工程表（様式第4号）：10部
 - ヘ 類似事業実績報告書（様式第5号）：1部
 - ト 直近3年分の財務諸表（貸借対照表，損益計算書の写し）：10部
- (5) 企画提案書作成等に関する質問の受付
本業務への質問がある場合は，次のとおり質問書（様式第6号）を提出すること。
 - イ 受付期間 平成31年4月24日（水）午後5時まで
 - ロ 提出方法 電子メール
 - ハ 提出先 宮城県農政部食産業振興課食品輸出支援班
電子メール：s-yushutsu@pref.miyagi.lg.jp

ニ 回答方法 質問に対する回答は、宮城県農政部食産業振興課ホームページに掲載する。ただし、掲載期限は、平成31年5月15日（水）午後5時までとする。また、回答は、質問者の名を伏せた上で当該ホームページに掲載するので、参加申込者は必ず他者の質問・回答を確認すること。

なお、質問又は回答の内容が特定の質問者の具体的な提案事項に密接に関わる場合は当該質問者にのみ回答する。また、質問の内容によっては回答しない場合もある。

(6) 留意事項

イ 提出された書類の差替え、変更及び取消は一切認めない。また、提出された書類は返却しない。

ロ 次のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書等は無効とする。

(イ) 提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難又は文意が不明な場合

(ロ) 同一の事業者が2つ以上の企画提案書等を提出した場合

(ハ) 企画提案に関する手続の公正な執行を妨げ、若しくは不正の利用を得るために連合した団体等が提出した場合

(ニ) 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案を行った場合

ハ 審査は提出された企画提案書等により行うが、企画提案書等の提出後、提案内容について説明を求めることがある。

ニ この企画提案の応募に係る全ての経費は、企画提案者の負担とする。

ホ 提出した企画提案書等を取り下げる場合は、速やかに取下願（様式第7号）を提出すること。

9 審査方法

県は、企画提案者の中から本業務の業務委託候補者を選定するため、次のとおり選定委員会を開催し、選定委員による審査を実施する。

(1) 開催日 平成31年5月20日（月）（予定） ※決定後に別途連絡

(2) 開催場所 宮城県庁 ※決定後に別途連絡

(3) 選定委員 宮城県農政部及び経済商工観光部職員（5名程度）

(4) 審査方法

開催する選定委員会において、提出された企画提案書等及びプレゼンテーションの総合評価により審査し、最も優れていると判断された企画提案者を業務委託候補者として選定する。ただし、各選定委員の評価点の平均が満点の6割に満たない企画提案者は業務委託候補者として選定しない。

なお、提案者が1者の場合も同様に選定するが、応募者が多数の場合は、予め企画提案書等の事前審査を実施し、その上位者のみによるプレゼンテーションの審査を行うものとする。

(5) 審査内容

審査項目及び審査の視点は、次のとおりとする。

	項目	視点	配点	説明
1	基本コンセプト	目的との適合性	10	・業務の目的に合致した提案となっているか。 ・仕様書の内容に沿った提案となっているか。
2	事業の内容	成果の妥当性	10	・期待される成果は具体的かつ実現可能性が高いか。
		県事業としての妥当性	10	・県の委託業務として実施する内容として適切か。
		地域との連携性	10	・地域の課題やニーズを反映した提案内容か。 ・地域と連携する提案内容となっているか。
		新規性・独自性	10	・創意工夫に基づき新たに独自に企画した事業か。
3	実現可能性	手法の妥当性	10	・手段や方法は適切で実行性の高い内容か。
		計画の妥当性	10	・実現可能なスケジュールとなっているか。
		運営の妥当性	10	・経営面、過去の実績等、確実に委託事業を遂行できる能力を有しているか。 ・運営管理体制は適切か。
		経費の妥当性	10	・経費積算額は事業の実施に必要十分か。 ・事業費と事業内容のバランスは適切か。
4	継続性	効果の継続性	10	・事業終了後も県内事業者の継続的な取組が見込まれるか。

(6) 審査結果

選定結果については、後日、企画提案者全てに文書で通知するとともに、企画提案者の名称や評価点等を公表する。ただし、公表に当たっては、選定された業務委託候補者以外は、個別の評価点が特定できないように配慮する。

なお、審査・選定結果に関する質問には回答しない。

10 契約の締結

本企画提案に係る契約については、次により行う。

(1) 受注者の決定

選定委員会において決定した業務委託候補者を優先交渉者とし、地方自治法施行令第

167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約を行うため、優先候補者から見積書を徴収し、委託上限額の範囲内において契約を締結する。ただし、特別な理由により業務委託候補者と契約締結ができない場合は、他の提案者のうち順位が上位の者から順に契約交渉を行うものとし、最終的に交渉が成立した提案者と契約を締結する。

(2) 委託金の支払条件

委託金の支払方法は、原則として業務完了後の一括払いとする。

(3) 消費税及び地方消費税の税率改正に伴う変更契約

消費税及び地方消費税の税率が改正された場合、委託金額を変更する契約を改めて締結する予定である。

1.1 問い合わせ先及び書類提出先

宮城県農政部食産業振興課 食品輸出支援班（担当：佐藤）

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号（県庁舎10階）

TEL：022（211）2346 FAX：022（211）2819